農地法関係の申請にかかる処理スケジュールのお知らせ

1 はじめに

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源であることから、売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更(農地転用)する場合は、他の不動産とは異なり、農地法の許可が必要です。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会では、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査することになっています。

2 権利移動の態様と農地法の規制条項

3 許可権者と申請先

農地法の規制条項	許可権者	申請書の提出先
第3条	その農地のある農業委員会	左記と同じ
第4条	県知事	その農地のある農業委員会
第5条	県知事	その農地のある農業委員会

4 許可(不許可)処分までのスケジュール

- (1) 第3条(必要な添付書類は、添付書類一覧を参照ください。)
 - 申請書の受付→申請内容の審査→現地調査→総会(部会)での審議→許可(不許可)指令書の交付
- (2) 第4、5条(必要な書類は、添付書類一覧を参照ください。) 申請書の受付→申請内容の審査→現地調査→総会(部会)での審議→音見を付して申

申請書の受付→申請内容の審査→現地調査→総会(部会)での審議→意見を付して申請書を県知事に 進達→県の許可(不許可)指令書が農業委員会を経由して交付

5 農業委員会の作業スケジュール

- (1) 申請書締切日:毎月25日(これ以降に申請があった場合の審議は翌月となります。)
- (2) 申請書の記載内容の審査:おおむね30日間
- (3) 現地調査:おおむね毎月11日~12日の間
- (4) 農業委総会(農地部会)での審議: 定例日10日

第3条: 許可(不許可)指令書交付 第4、5条: 意見を付けて県知事に進達 おおむね30日頃 農業委員会を通じて、許可(不許可)指令書交付

おおむね翌月の25日頃

6 農地法関係の申請にかかる標準処理期間(通常要すべき標準的な期間)

申請書受付からおおむね30日(第3条の許可(不許可)指令書交付。第4、5条の県知事への進達)

詳しい内容のお問い合わせは農業委員会に確認ください。